

# 島根県報

第一、四八五号

平成十五年七月八日

(火曜日)

## 目 次

告示	生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	一
届出	生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	"	二
	生活保護法の規定による介護機関の指定	"	二
	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	二
	換地計画書の縦覧	(農村整備課)	三
	保安林予定森林(二件)	(森林整備課)	三
	保安林の指定施業要件の変更	"	四
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催	"	四
公告	特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧(二件)	(環境生活総務課)	五
	都市計画決定の図書の縦覧	"	五
人委告示	平成十五年度島根県職員採用(高校卒業程度)試験及び職員(資格免許職)採用試験の実施	"	六
	平成十五年度島根県及び警視庁警察官採用(高校卒業程度)共同試験の実施	"	八

## 雑 報

平成十五年度行政書士試験の実施

(総務課)一一

## 告 示

島根県告示第五百九十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年七月八日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
中村内科循環器クリニック	松江市西川津町三九八番地五一	平成十五年五月一日
後藤クリニック	松江市大庭町二二九番地六	平成十五年五月二日
そごう薬局 北堀店	松江市北堀町二番地三	平成十五年六月二日
医療法人 昭仁会 今岡内科循環器科	出雲市古志町一〇五八・二	平成十五年六月一日
嶋本医院	松江市黒田町四四九番地一	平成十五年六月一日
かとう耳鼻咽喉科医院	簸川郡大社町大字北荒木字中分八五二・一	平成十五年六月二十四日
すみれ調剤薬局八雲店	八束郡八雲村日吉一九四・一四	平成十五年五月一日
順天堂薬局下本郷店	益田市下本郷町九〇一番地三	平成十五年六月十六日

島根県告示第五百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年七月八日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
中村内科循環器クリニック	松江市西川津町三九八番地五一	平成十五年四月三十日
後藤クリニック	松江市大庭町二二九番地六	平成十五年四月三十日

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	実施する事業
名称	主たる事務所の所在地
社団法人 島根県看護協会	松江市袖師町七・一一
社団法人 島根県看護協会	松江市袖師町七・一一
社団法人 島根県看護協会	松江市野原町四一七番地二
社会福祉法人 ふれあい	松江市野原町四一七番地二
松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目八番一〇号
松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目八番一〇号
松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目八番一〇号

今岡内科循環器科

順天堂薬局下本郷店

リビング薬局

出雲市古志町一〇五八・二

益田市下本郷町二〇七

出雲市大津新崎町一・二

平成十五年六月一日

平成十五年六月十六日

平成十五年五月三十日

島根県告示第五百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年七月八日

島根県知事 澄田信義

訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	指定年月日
名称	所在地
島根県看護協会 訪問看護ステーションそよかぜ	浜田市田町一五六三
島根県看護協会 訪問看護ステーションそよかぜ	浜田市田町一五六三
島根県看護協会 訪問看護ステーションそよかぜ	浜田市田町一五六三
ヘルパーステーションふれあい	松江市野原町四一七番地二
松江生協リハビリテーション病院	松江市佐草町四五六番地一
生協東出雲診療所	八束郡東出雲町揖屋一一三七番地一
	平成十五年五月九日
	平成十五年五月九日
	平成十五年五月九日
	平成十五年五月二十八日
	平成十五年六月一日
	平成十五年七月一日

島根県告示第五百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年七月八日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有福岡光株式会社	通所介護	有福岡泉 樋口アイサービス	江津市有福岡泉町六九五番地	平成十五年七月一日
有限会社 ダイナミック	福祉用具貸与	有限会社 ダイナミック	八束郡東出雲町出雲郷七七四	平成十五年七月一日
有限会社 エム・アール・シー	福祉用具貸与	有限会社エム・アール・シー までい介護福祉事業所大田	大田市長久町長久イ五〇五・一〇	平成十五年七月一日
松江保健生活協同組合	通所介護	生協東出雲診療所	八束郡東出雲町揖屋一三三七・一	平成十五年七月一日
株式会社 コムスン	訪問介護	株式会社コムスン 松江ケアセンター	松江市乃白町三三四・六のしらスイートビルA室	平成十五年七月一日
有限会社 ケアサポートとくびき	通所介護	健笑庵・いくま	松江市西生馬町四八二番地	平成十五年七月一日

島根県告示第五百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、  
 県営土地改良事業に伴う朝倉地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において  
 準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に  
 対して異議申立てをすることができる。

平成十五年七月八日

島根県知事 澄田信義

- 一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 二 縦覧の期間  
平成十五年七月八日から二十一日間
- 三 縦覧の場所  
六日市町役場

島根県告示第五百九十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第  
 二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年七月八日

島根県知事 澄田信義

- 一 保安林予定森林の所在場所  
平田市美談町字東谷一七五八、一七五九、一七六五、一七六六、字旅伏一八七七
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - (三) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び平田市役所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第五百九十九号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年七月八日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

簸川郡多伎町大字奥田儀九七六、九七七の一、一四三六の一、大字口田儀一七二二の

一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第六百号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年七月八日

島根県知事 澄田信義

一 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

仁多郡横田町大字竹崎一五二八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び横田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第六百一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年島根県規則第六十九号）第二十一条の規定により告示する。  
平成十五年七月八日

島根県知事 澄田信義

月 日	時 間	場 所	案 件
七月三十一日	一四時〜	松江市古曾志町一五二七・三 古江公民館講堂	古江鳥獣保護区の指定につ

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定に基づき定款の変更の認証申請があつたので、同条第五項において準用する第十条第一項の規定により、

次のとおり縦覧に供する。

平成十五年七月八日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあった年月日

平成十五年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 弥栄発生活リハビリネット

三 代表者の氏名

岩田芳江

四 主たる事務所の所在地

那賀郡弥栄村大字野坂九二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者に対して、地域リハビリテーションの推進及びグループケアに関する事業、並びに保健、医療又は福祉に関する社会教育事業を行い、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

変更後の定款

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第五項において準用する第十条第一項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年七月八日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあった年月日

平成十五年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興二十一

三 代表者の氏名

神門克臣

四 主たる事務所の所在地

出雲市矢野町九九九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、出雲市民に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、もって市民の体力の向上とスポーツ文化の振興と発展に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

変更後の定款

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年七月八日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

松江圏都市計画地区計画

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

人事委員会告示

島根県人事委員会告示第五号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定に基づき、平成十五年島根県職員採用（高校卒業程度）試験及び職員（資格免許職）採用試験を次のとおり実施する。

平成十五年七月八日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

一 受付期間

平成十五年八月十一日（月）から同年九月五日（金）まで

受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで（日曜日及び土曜日を除く）。郵送による場合は、九月五日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、八月二十九日（金）の午後五時までに到着したものに限り受け付ける。

二 試験の種類、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	一般事務	三名	島根県の諸機関に勤務し、一般事務に従事
電気	一 名	一 名	島根県の諸機関に勤務し、発電所等の電気設備の運転・保守管理及び設計・施行管理等の業務に従事
土木	一 名	一 名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
学校事務（出雲地区）	一 名	一 名	島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
学校事務（石見地区）	一 名	一 名	島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事

三 受験資格

(一) 年齢、資格等

試験の種類又は試験区分	年齢・資格等
高校卒業程度	昭和五十七年四月二日から昭和六十一年四月一日までに生まれた者
保健師	昭和四十九年四月二日から昭和五十八年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成十六年三月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
助産師	昭和四十九年四月二日から昭和五十八年四月一日までに生まれた者で、助産師の免許を有するもの又は平成十六年三月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
看護師	昭和五十年四月二日から昭和五十九年四月一日までに生まれた者で、看護師の免許を有するもの又は平成十六年三月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
診療放射線技師	昭和五十年四月二日から昭和五十八年四月一日までに生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成十六年三月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの

(注) 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。

(四〇三〇〇一) 申込受付後の試験区分の変更は認めない。  
採用予定人員は、変更する場合がある。  
(四〇三〇〇一) 試験区分「学校事務」は、県職員採用試験と同時に実施するが、市町村の職員（市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する事務職員）として採用される。

資格免許職	警察事務	保健師	助産師	看護師	診療放射線技師
警察事務	一名	二名	四名	四十二名	一名
島根県警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事	健康福祉センター等に勤務し、専門的業務に従事	健康福祉センター等に勤務し、専門的業務に従事	県立病院等に勤務し、専門的業務に従事	健康福祉センター、県立病院等に勤務し、専門的業務に従事	健康福祉センター、県立病院等に勤務し、専門的業務に従事

(二) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者(試験区分「電気」、「学校事務(出雲地区)」、「学校事務(石見地区)」、「保健師」、「助産師」、「看護師」、及び「診療放射線技師」を除く。)

イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区 分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第一次試験	平成十五年九月二十八日(日) 受付時間 八時三〇分から九時 まで 試験開始 九時三〇分	松江市 島根大学教養二号館 (松江市西川津町)	十月十日に県庁前 掲示板に合格者の 受験番号を掲示す るほか、受験者全 員(棄権者を除 く。)に試験の結 果を通知する。
		浜田市 島根県立大学 (浜田市野原町) 西郷町 島根県隠岐合同庁舎 (隠岐郡西郷町)	
第二次試験	十月下旬に松江市で実施する予定 (第一次試験合格通知の際に通知する。)		十一月二十六日に 県庁前掲示板に合 格者の受験番号を 掲示するほか、受 験者全員(棄権者 を除く。)に試験の 結果を通知する。

五 試験の種目、配点及び内容

第二次試験	第一次試験		区 分
	資格免許職	高校卒業程 度	試験の種類
作文試験 (二〇〇点) 人物試験 (五〇〇点) 身体検査 適性検査	専門試験 (二八〇点) 教養試験 (二二〇点)	専門試験 (一五〇点) 土木、電気 は一五〇点	試験の種目 及び配点
全試験区分	保健師 助産師 看護師 診療放射線技 師	電 気 土 木	試験区分
文章による表現力、思考力等につ いての試験 職務遂行に必要な適性についての 検査 職務遂行に必要な健康度を有する かどうかについての検査(医療機 関で受診した健康診断書の提出に より行う。)	職務遂行能力等をみる目的での個 別面接(事前に自己紹介書の提出 を求める。) 一定点に満たない者は不合格とす る。	公務員として必要な一般的知識及 び知能についての択一式による短 大卒業程度の筆記試験 公務員として必要な一般的知識及 び知能についての択一式による短 大卒業程度の筆記試験 専門的な知識及び能力についての 択一式による筆記試験 粗点が満点の三割に満たない者は 不合格とする。	内 容

六 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
土木	数学・物理・情報技術基礎、土木設計、水理、土質力学、測量、土木計画、土木施工
電気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子情報技術、自動制御
保健師	地域看護学、疫学・保健統計、保健福祉行政論
助産師	基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健、助産管理
看護師	基礎看護学、在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、公衆衛生学
診療放射線技師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学、電気・電子工学、放射線機器工学、画像工学・X線撮影技術学、R I検査技術学、放射線治療技術学、放射線管理学

七 受験手続

(一) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁一階受付、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度請求」又は「資格免許職請求」と朱書きし、百二十円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(二) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みごと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度申込」又は「資格免許職申込」と朱書きし、書留にすること。

八 合格から採用まで

(一) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として一年間とする。  
 (二) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、三の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。  
 九 給与  
 初任給は、平成十五年四月一日現在、原則として次の表のとおりである。このほか、給与条例等の定めに従い、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。  
 なお、学校卒業後の経歴を有するものは、その経歴に応じて給料月額を決定する。

試験の種類又は試験区分	学 歴	年 齢	初 任 給 月 額
高校卒業程度	高校卒	十八歳	一三九、五〇〇円
保健師及び助産師	大学卒	二十二歳	一九七、五〇〇円
看護師	短大三卒	二十一歳	一八八、二〇〇円
診療放射線技師	短大三卒	二十一歳	一六六、三〇〇円

島根県人事委員会告示第六号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定に基づき、平成十五年島根県及び警視庁警察官採用(高校卒業程度)共同試験を次のとおり実施する。  
 平成十五年七月八日

一 受付期間  
 島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

平成十五年七月十日(木)から同年八月八日(金)まで  
 受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く)。  
 郵送による場合は、八月八日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネット



トによる場合は、八月一日(金)午後五時までに到着したものに限り受け付ける。  
二 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員		職務内容
	警視庁	島根県	
女性	六名	十二名	島根県警察本部又は県内の警察署(警視庁については、警視庁又は東京都内の警察署)に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
男性	五名		

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

三 受験資格

(一) 年齢、性別及び学歴

採用区分	年齢・性別・学歴
女性	昭和四十八年四月二日から昭和六十一年四月一日(警視庁については昭和四十八年九月二十三日から昭和六十一年四月一日)までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学(島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者及び平成十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者を除く。
男性	昭和四十八年四月二日から昭和六十一年四月一日までに生まれた女性。学歴不問

(二) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県(警視庁については東京都)の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	第一次試験		試験地及び試験場	合格発表
	日	時		
警視庁	平成十五年 九月二十一日(日) 受付時間 九時~九時一〇分 試験時間(予定) 九時三〇分~十七時	松江市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	十月十日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。 (警視庁警察官採用試験合格者については、別途警視庁から直接本人に通知される。)
		西郷町		
第二次試験				
警視庁	島根県	十一月月上旬に松江市で実施する予定 (第一次試験合格通知の際に通知する。)		十一月二十六日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。
警視庁から直接合格者に通知される。		警視庁から直接受験者に通知される。		

五 試験の種類、配点及び内容

区分	試験種目(配点)	内 容
男性	教養試験(二八〇点) 警察官として必要な一般的知識及び知能についての択一式による高 校卒業程度の筆記試験 警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどつつかの検査 なお、次の試験の種類ごとに掲げる身体基準を満たさない者は不合格とする。	身長 一六〇センチメートル以上(警視庁はおおむね一六〇センチメートル以上) 体重 四七キログラム以上(警視庁はおおむね四八キログラム以上) 視力 七八センチメートル以上(警視庁は基準なし)両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上(警視庁については、両眼とも

別欄

	第二次試験 (島根県の場合)				第一次試験		
	身体検査	適性検査 (二〇〇点)	作文試験 (二〇〇点)	人物試験 (五〇〇点)	特技加 点 (三〇点)	体力検査 (九〇点)	
英語 実用英語技能検定(英検) TOEIC TOEFL PBT	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査(医療機 関で受診した健康診断書の提出により行う。)	職務遂行に必要な適性についての検査	文章による表現力、思考力等についての試験	警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自 己紹介書の提出を求める。)なお、一定点に満たない者は不合格と する。	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道)の該当者に、程度に応 じて一定点を加算する。	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を 行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。	
						女性 ・身長 一五センチメートル以上 ・体重 四五キログラム以上 ・視力 両眼とも裸視力が〇・六以上又は矯正視力 が一・〇以上 ・色覚 正常であること。 ・聴力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 (警視庁は基準なし)	裸眼視力が〇・六以上又は両眼とも裸眼視力 が〇・一以上で矯正視力が一・〇以上) ・色覚 正常であること。 ・聴力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 (警視庁は基準なし)

英語  
実用英語技能検定(英検)  
TOEIC  
TOEFL  
PBT

準二級以上  
四七〇点以上  
四四七点以上

六 受験手続

(一) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁一階受付、島根県警察本部警務課、  
県内各警察署、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、  
島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所  
で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、百二十円  
切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封して、島根県人事委員  
会事務局あて請求すること。

(二) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、また  
は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこ  
と。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書し、書留にするこ  
と。

七 合格から採用まで

(一) 合格者は、島根県の警察官採用候補者名簿(警視庁については、東京都の警察官採  
用候補者名簿)に登載され、任命権者(島根県警察本部長。警視庁については、警視  
總監)からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として一年間とする。

(二) 三の受験資格を満たさない場合は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格

対象特技	確認方法
CBT 工 国際連合公用語英語検定(国連英検) 一三〇点以上 D級以上	対象特技を証明する書類(合格証・段位証書等)の原本とその写し (A4判)を第一次試験受付時に提出させる。 次の各号のいずれかに該当する場合は加算しない。 ア 原本を第一次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された原本で必要事項が確認できない場合
柔道 初段以上(講道館認定)	
剣道 初段以上(全日本剣道連盟認定)	

を失う。

(三) 採用後は、巡査に任命され、島根県の警察学校（警視庁については、東京都の警察学校）に入校し、十か月間（女性の合格者で、大学を卒業したものについては六か月間）初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の警察署（警視庁については警視庁又は東京都内の警察署）に配置される。

八 給与

初任給は、島根県警察官の場合、平成十五年四月一日現在、高校卒十八歳で月額一六四、一〇〇円で、高校卒業後の経歴を有する者は、その経歴に応じて給料月額を決定する。このほか、給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

雑 報

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により島根県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示します。

平成十五年七月八日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 砂子田 隆

一 試験期日

平成十五年十月二十六日（日）午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

島根県立産業交流会館（くにびきメッセ） 松江市学園南一・二・一

三 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
	行政書士法（行政書士法施行規則を含む）、憲法、民法、行政法、地方自治

行政書士の業務に関し必要な法令等  
（出題数四〇題）

法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成十五年四月一日現在施行されている法令に關し出題します。

一般教養  
（出題数二〇題）

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。

四 受験手続

(1) 受付期間 平成十五年八月四日（月）から八月二十九日（金）まで

(2) 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください（あて先は印刷されています）。八月二十九日の消印があるものまで受け付けます。

(3) 提出書類 受験願書一式

(4) 受験手数料 七千円

(5) 試験案内及び受験願書の配布場所 受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

ア 財団法人行政書士試験研究センター（郵送配布・窓口配布（午前九時から午後五時まで））

（注）郵送を希望する方は、郵送に要する日数（一週間程度）及び受付期間に留意して、早めに請求してください。

イ 島根県総務部総務課 島根県県政情報センター、島根県隠岐支庁総務局総務課 各総務事務所総務課又は川本総務事務所税務課大田分室（窓口配布のみ（午前八時三十分から午後五時十五分まで））

ウ 島根県行政書士会 松江市殿町二（窓口配布のみ（午前九時から午後五時まで））

備考 窓口配布は、いずれの配布場所も土曜日及び日曜日には配布しません。また、イ及びウの配布場所では備え付け部数に限りがありますので、できるだけアに対して郵送で請求してください。

(6) 試験案内及び受験願書の配布期間

ア 郵送配布

平成十五年八月一日(金)から八月二十二日(金)まで

郵送を希望する方は、百六十円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角二号 A4サイズ)の用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、左記あて先まで郵便で請求してください。(八月二十二日必着のこと。)

名称 財団法人行政書士試験研究センター

住所 〒一五二・八七九九 目黒郵便局留

イ 窓口配布

平成十五年八月一日(金)から八月二十九日(金)まで

(7) 問い合わせ先

財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 ○三(五七二五)七四六〇

五 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置をとることがありますので、受験申込みに先立って問い合わせ先まで早めに御相談ください。

六 合格発表の日時及び方法

- (2)(1) 日時 平成十六年一月十五日(木)午前九時  
方法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

また、試験地が島根県である受験者については、島根県報及び県庁前掲示板にも合格者の受験番号を公示します。